

## 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水対策に関する意見書（案）

平成25年9月、安倍首相は、汚染水問題について、アンダーコントロールされているとし、汚染水が港湾内にとどまっていることを根拠に、影響はブロックされている旨の発言を行った。

しかし、同年12月に1号機から4号機の山側を通る排水路において高い放射性物質が検出され、本年2月にも東京電力福島第一原子力発電所の排水路から、放射性物質を含む汚染水が外洋に漏出している事実が明らかになった。安倍首相の発言の直後から高濃度の汚染水が外洋に漏出し続けていたことになり、汚染水はアンダーコントロールの状態ではなく、その責任は重大である。

また、東京電力は、汚染水が外洋に漏出していることを把握していたにもかかわらず、何の対策も採ってこなかった。

放射性物質が外洋に拡散すれば、海洋汚染が更に広がる懸念があり、漁業関係者は、東京電力との信頼関係が崩れたと怒りを表明している。

汚染水対策の原則である汚染源を取り除く、汚染源に水を近づけない、汚染水を漏らさないの実行を東京電力に厳しく求めるとともに、実態を積極的に把握する責務を果たす必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、東京電力任せの姿勢を改め、最優先で汚染水対策を実施し、海洋汚染を防ぐよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月 日

東京都議会議長 高島 なおき

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
原子力防災担当大臣

} 宛て